

口腔外科専門医制度

資格 更新 申請の手引き

指導医のみ

申請受付期間：2026年12月1日～12月31日（消印有効）

[申請対象者] 有効期限 2027年3月31日の
指導医資格のみ保有者

※保留期間中也含みます。会員専用ページMyWebで資格有効期限をご確認ください。

注意！ ≫ 終身指導医資格のみ保有の方は更新手続きは不要です。

【保有資格別手続きの確認】

保有資格（有効期限2027. 3. 31）		様式	更新料	参照手引
専門医のみ		G	41,000円	専門医
専門医と 指導医	両方更新	H	61,000円	専門医・指導医
	指導医を辞退して 専門医のみ更新	H	41,000円	専門医・指導医
	専門医を辞退して 指導医のみ更新*1	I	20,000円	指導医
専門医と 終身指導医		G	41,000円	専門医 (指導医の更新は不要)
指導医のみ		I	20,000円	指導医
終身指導医のみ →手続き不要		—	—	—

*1 指導医資格更新回数が3回以上、かつ申請時に満60歳を超えた者は専門医を辞退し指導医のみ更新することが可能（専門医資格は喪失）

2026. 7. 7

目 次

I. 口腔外科専門医資格の辞退及び口腔外科指導医資格の更新申請について	3
・ 郵送（印刷した申請書）で提出の手引き	5
・ WEB申請（会員専用ページMyWeb）で提出の手引き	7
別表 2, 3, 4	11
専門医制度規則・委員会規則・施行細則改正の要点等	14
（一社）日本歯科専門医機構による専門医資格認定について	20

【口腔外科専門医制度規則・施行細則】 2027年4月1日改正 予定の主な要点

「資格更新」に係る事項

1. 資格名称の変更
 - ・ 「口腔外科認定医」を「口腔外科専修医」へ変更：2027年4月1日更新認定から適用予定
※本手引きにおける「認定医」の記載は「専修医」へ変更予定であることをお含みおきください。
2. 認定医の更新要件の変更
 - ・ 研修会単位を追加：2027年12月申請（2028年4月1日更新認定）から適用予定
3. 留学、産休育休、病気療養等の特定の理由により更新単位を満たさず更新できない場合の取扱い
 - ・ 留学、産休・育休、病気療養等の特定の理由により活動休止を申し出ることにより更新の猶予期間を申請できることを追加
4. 施行細則の構成見直しによる適用条項の変更
 - ・ 施行細則に定める「第8章 資格の更新」の内容を見直し、第4章から第7章の区分に移行して改正する予定
※本手引き及び各種申請書類に示す施行細則の適用条項は改正後に変更予定であることをお含みおきください。

「新規申請」に係る事項

5. 研修期間算定における初期臨床研修期間について施行細則に定める
 - ・ 初期臨床研修期間は原則として研修期間に含めないが、研修施設において指導医の指導のもと研修を行った場合、または准研修施設において常勤の専門医もしくは定期的に口腔外科診療に従事する指導医のもと研修を行った場合はこの限りではない

I (74). 口腔外科専門医資格の辞退及び口腔外科指導医資格の更新申請について (これまでの指導医資格更新回数が3回以上、かつ資格更新時に満60歳以上の者)

口腔外科口腔外科指導医は、専門医制度規則第27条に基づき5年ごとの資格更新が必要ですが、これまでの口腔外科指導医資格更新回数が3回以上かつ資格更新時に満60歳以上の方のうち、口腔外科専門医資格を辞退し、口腔外科指導医の資格のみ更新申請をする場合には、指導医としての経験を後進の指導に活かしていただく観点から、更新要件は学会参加、学会発表、論文発表で60単位以上としております。資格更新審査料をお振込のうえ、関係書類を専門医制度委員会へ提出してください。

【口腔外科専門医制度施行細則】 (抜粋)

第3節 資格更新の要件

第43条 認定医，専門医，指導医の資格更新の要件は，次の各号を満たすものとする。

- (2) 専門医並びに指導医の資格更新を申請する者は、研修実績として、別表2に基づき、学会参加・学会発表・論文発表により100単位以上、本学会又は関連学会が主催する教育研修会などへの参加により20単位以上、診療実績により10単位及び地域貢献により10単位を修め、かつ、学会発表・論文発表・診療実績・地域貢献等を記載した実績報告書を提出しなければならない。ただし、連続して3回以上の更新を経た専門医は、診療実績の証明が更新要件から免除される。
- (3) 指導医資格を有し、指導医資格更新回数が3回以上、かつ資格更新時に満60歳に達している者が資格更新する場合に必要な研修実績は、前号の規定に関わらず別表2に定める学会参加・学会発表・論文発表による60単位以上とする。ただし、専門医の資格を同時に更新する場合においては、前号の規定を適用する。
- (4) 専門医又は指導医であって、国際口腔顎顔面外科専門医資格を有する者は、(2)に定める100単位のうち30単位を認定する。ただし、直近の更新時1回に限る。

更新要件単位

学会参加、学会発表、論文発表	60 単位以上
----------------	---------

口腔外科指導医認定証に記載された有効期限から遡及して**5年間**の研修実績が有効です（現在保留中の方は**5年間＋保留期間**）。各単位数の算定は別表2を参照してください。

その他、

- * 国際口腔顎顔面外科専門医認定試験の試験官による講演の受講は、直近の更新時1回に限り、研修会等参加実績として10単位に算定することができます。
- * 国際医療援助活動は、活動実績調書を提出し専門医制度委員会で審議のうえ、研修会等参加実績として1年間に5単位まで算定することができます。
- * 学会での演題発表は、筆頭発表10単位、共同発表5単位が付与されますが、一般演題のほか、次の演題発表にも単位を付与します。
 - ・教育セミナー
 - ・シンポジウム：国際シンポジウム、日中シンポジウム、日独セッション、日台記念シンポジウム、シンポジウム
 - ・指名ワークショップ、公募ワークショップ、公募ポスター

-
1. **申請提出方法** 更新申請は、印刷した申請書の郵送提出とMyWebからのWEB申請の2方式を併用する予定です。いずれか一方を選択し、後述する各申請方式別手順（郵送 P.5～ Web P.7～）を参考に申請を行ってください。※更新保留中の方は、郵送提出のみ
※保有資格や更新資格により手続き（申請様式、審査料等）が異なりますので、表紙ページの【保有資格別手続きの確認】表を参考に、適した申請をお手続きください。
 2. **審査から認定まで** 資格更新認定は、本審査会の審査を経て理事会の承認を必要とするため、新しい認定証は2027年5月下旬頃に送付する予定です。
※ 認定手続き日程表については、本学会HPの「専門医制度について」でご確認ください。
 3. **活動休止申請** 医療系行政に従事（公的機関での専門的な業務に従事し一時的に診療に従事できない場合）のほか、産休・病気・留学等の理由により資格更新の猶予を希望する方は、専門医制度委員会の承認を受ける必要があるため、「活動休止および更新猶予申請書」を提出してください。申請した期間中は原則活動休止の扱いとなります（この間の研修実績は更新の単位として認められません）。更新猶予後の資格の更新については、前回の資格更新日から、活動休止期間を除く5年間に更新単位を取得した実績で手続きを行ってください。更新猶予（活動休止）期間は1年単位とし、上限は原則5年です。理由や状況によって異なる場合がありますので、事務局までお問い合わせください。
 4. **資格更新保留申請** 医療系行政に従事や産休・病気・留学等の理由によらず、単位数不足等で資格更新が行えない場合は資格失効となります。ただし、更新期限を過ぎる前に更新保留申請を行った場合は、資格失効1年以内に更新基準を満たすことにより資格更新申請が可能です。申請を希望する場合は「保留申請書」を提出し、専門医制度委員会の承認を受けた場合には、翌年度の更新申請期間までに要件を満たしたうえで更新申請を行ってください。（これを超えたときは資格認定が取消になります。）また、1年の保留期間を経て更新した場合は、その更新日から4年後が次の更新日となり、4年間で更新要件を満たすことが必要になります。
※保留申請用紙は MyWeb内からダウンロードしてください。更新審査料は更新申請の際に納付してください（保留申請時は不要）。
 5. **資格辞退届** 口腔外科専門医資格、口腔外科指導医資格、または両資格を辞退される方は認定証を添えて「資格辞退届」を提出してください。用紙はMyWeb内からダウンロードしてください。
 6. **更新に関する諸通知** 学会雑誌の送付先へ送付しますので、住所移転、転勤等により変更された場合は、MyWebでの変更もしくは本学会HP「入会等の案内」の「変更手続き」から「変更届」をダウンロードのうえ、郵送或いはFAX等（口腔外科専門医・指導医資格更新申請者である旨付記）にてお知らせください。
 7. **申請に関するお問合せ** 必ず電子メール（accredit@jsoms.or.jp）でお願いします。

郵送（印刷した申請書）で提出

申請用紙「I」（Word文書）は、本学会HPの会員専用ページMyWeb内に掲載しております。

「MENU」内→「会員向けコンテンツ」「資格「更新」申請について」→「2026年 専門医等資格更新について：各種申請書類」→「口腔外科指導医資格 申請書 I」

※郵送申請で使用する申請書類は、WEB申請用の書類とは異なります。

※提出前に個人情報の変更有る場合はMyWebにて情報の更新を行ってください。

1) 申請に必要な書類

- (1) 口腔外科指導医資格更新申請書 (様式 I-1)
- (2) 履歴書 (様式 I-2)
- (3) 研修実績報告書 (様式 I-3)
- (4) 口腔外科専門医資格辞退届（前回更新までに辞退済みの場合は不要）※
- (7) 学会参加証等 写
- (8) 歯科医師または医師免許証の写：A4版に縮小する（氏名の異字体表記の有無確認のため）
- (9) 資格更新審査料（20,000円） 振込の控え（写）

※口腔外科指導医資格を更新し、今回の手続きで口腔外科専門医資格を辞退する場合は口腔外科専門医資格辞退届（用紙はMyWeb内からダウンロード）が必要です。

2) 書類作成について（年月日はすべて西暦で記入してください）

- (1) 口腔外科指導医資格更新申請書（様式 I-1）の主たる勤務施設名欄は現在本務として所属している施設名及び講座または診療科名（大学所属の方は、本学会で定めた略称も可）まで記入してください。なお、病院名・診療科名等は病院規則等による正式の名称を記入してください。

氏名は自筆に限りません。押印は常用の認め印で結構です。〔当学会に登録されている名前で認定証を交付します。〕

更新申請書類について問合せをすることがありますので、連絡先欄は必ず記入してください。

- (2) 履歴書（様式 I-2）

「資格等の事項」欄には口腔外科指導医の前回資格更新後に取得した資格を、「職歴・研修歴等の事項」欄には、口腔外科指導医の前回資格更新後の経歴を常勤・非常勤の別を含めて間断なく記入してください。なお、口腔外科指導医の前回資格更新後の勤務先に変更がない場合は空欄のままでかまいません。

様式最下部の氏名（自署）は自筆に限りません。押印は常用の認め印で結構です。

- (3) 研修実績報告書（様式 I-3-1～3）

研修実績は、施行細則第43条第2号に定めるもので、学会参加、学会発表、論文発表等を、別表2を参照のうえ記入してください。口腔外科指導医認定証に記載された有効期限から遡及して5年間の研修実績が有効です（保留中の方は5年間＋保留期間）。

更新に必要な取得単位数は、学会参加、学会発表、論文発表で60単位以上です（単位不足による加算がある場合は加算後の単位）。なお、学会参加等で取得する60単位は、例えば学会参加のみで取得してもかまいません。

研修実績を証明するものとして次の書類を添付してください。

- ・学会参加：学会参加証コピー（学会名、開催日、参加者氏名が確認できるよう切り離さずにコピーのこと）。ただし、本学会の学術大会、支部学術集会又は若手口腔外科医交流会への参加については、会員専用ページMyWebの専門医制度関係単位取得状況で確認できますので参加証のコピーは不要です（MyWeb未反映の単位は必要）。また、合同学術集会、大会は1学会として扱います。

直近の参加等により会員専用ページMyWebへ未反映の単位は「取得予定」と付記し、参加証明書等を添付してください。

例) 11月開催学術大会・総会は単位反映まで時間を要するため申請時点で未反映の場合は、
現地参加は現地受付で発行された参加証明書コピー、WEB参加はオンデマンド視聴画面で
WEB視聴IDのログインにより発行できる参加証明書を添付

- ・学会発表：プログラムまたは抄録あるいは本学会雑誌該当部分のコピー（申請者本人の氏名が記載されたもの）
- ・論文発表：論文別刷表紙または雑誌目次のコピー（各大学学内誌および別表4以外の雑誌に掲載された論文は、判定の資料として別刷の添付が必要となります）

- (4) **資格辞退届（該当者のみ）** 口腔外科専門医資格を辞退され、以降指導医資格のみを更新する方は「資格辞退届」を提出してください。用紙はMyWeb内からダウンロードしてください。

- (5) **更新審査料（様式I-4）**

更新審査料20,000円(内税)を、申請者本人名で下記口座へお振込みください。その際、できましたら名前の後ろの通信欄に「指導医更新」と入力してください。また、お振込み後、ATMの場合は「振込明細書」のコピーを、インターネットバンキングの場合は「振込完了画面のハードコピー」を申請書に添付してください。

ゆうちょ銀行 〇一九店 当座 0171269 公益社団法人日本口腔外科学会専門医
インターネットバンキングでの振込先口座名義「**コウシャ）ニホンコウクウゲカガッカイセン
モンイ**」

※郵便局での振込の場合は、「郵便振替払込取扱票（青色）」に所要事項を記載し、下記口座にお振込みください。なお、通信欄には「指導医更新審査料」と記載してください。お振込み後、右端の「郵便振替払込請求書兼受領書」のコピーを添付してください。

郵便振替 00190-9-171269 加入者名 公益社団法人日本口腔外科学会専門医

*必要単位数等、更新要件を満たしているか不明な場合は事前に学会事務局へお問い合わせください。

- (9) **申請書の提出**は、封筒の表に「口腔外科指導医資格更新申請書在中」と明記し、簡易書留（配達記録、レターパック、宅急便も可）で申請期間内に下記宛郵送してください。受領通知は送付いたしませんので、郵便追跡サービスまたは宅急便の追跡サービス等で配送をご確認ください。（※ウェブ申請の場合には、郵送での提出は不要です。）

〒108-0014東京都港区芝5-27-1 三田SSビル3F

（公社）日本口腔外科学会専門医制度委員会

申請期間 2026年12月1日～12月31日（郵送の場合は当日消印有効）

以 上

WEB申請（会員専用ページMyWeb）で提出

※保留期間中の方はWEB申請できませんので郵送でご提出ください。更新申請画面では取得済み単位の確認のみできます。

会員専用ページMyWebにログイン→「MENU」内→

「WEB資格申請」または

「会員向けコンテンツ」「資格「更新」申請について」→「2026年 専門医等資格更新について：各種申請書類」→「WEB資格申請 WEB資格申請はこちら」

からWEB資格申請の区分：[指導医] の 申請：更新申請へ進みます。（2026年12月1日～可能）

※更新申請期間対象外の場合、次回更新時に有効な取得済み単位数の確認のみ行えます。

※提出前に個人情報の変更有る場合はMyWebにて情報の更新を行ってください。

※WEB申請の方法については申請画面内の「資格更新申請マニュアル」をご参照ください。

1) 申請に準備が必要な書類

- (1) 口腔外科指導医資格更新申請書（様式 WI-1）：様式はダウンロード
- (2) 履歴書（様式 WI-2）：様式はダウンロード
- (3) 学会参加証・学会プログラム又は抄録の該当部分（写）

＊会員専用ページMyWebへ未反映の参加単位や学会発表・論文発表単位を登録する場合にのみ必要です。

- (4) 口腔外科専門医資格辞退届（前回更新までに辞退済みの場合は不要）※

※口腔外科指導医資格を更新し、今回の手続きで口腔外科専門医資格を辞退する場合は口腔外科専門医資格辞退届（用紙はMyWeb内からダウンロード）が必要です。

- (5) 歯科医師または医師免許証の写（氏名の異字体表記の有無確認のため）
- (6) 資格更新審査料（20,000円） 振込の控え（写）

申請用紙「WI」（Word文書）は、本学会HPの会員専用ページMyWeb内にも掲載しております。

「MENU」内→「会員向けコンテンツ」「資格「更新」申請について」→「2026年 専門医等資格更新について：各種申請書類」→「口腔外科指導医資格 WEB申請用申請書WI」

※WEB申請で使用する申請書類は、郵送による紙申請用の書類とは異なります。

2) 各種書類の作成、登録等について（申請画面項目別に記載）

※年月日はすべて西暦で記入してください。

(1) 申請書類の登録

- ・以下①～⑤の書類を「+登録」ボタンでアップロードします。
- ・①WI-1、②WI-2の様式は「申請書類の登録（申請書はこちらからダウンロードください）」でWEB申請用の書類をダウンロードしてください。郵送用書類とは異なります。
- ・①～⑤の書類は続けて一つのPDFファイルにしてアップロードして構いません。分けて別ファイルにする場合は「+申請書類を追加」のボタンで行を追加して書類名称等を入力の上、それぞれの行に「+登録」ボタンからアップロードしてください。

＊登録するファイルは圧縮しないでください。提出されたファイルが確認の際に破損され、確認が行えない場合があります。また、論文発表で保護のかかったPDFファイルはアップロード

を避けてください。

①口腔外科口腔外科指導医資格更新申請書（様式W I - 1）

ダウンロードしたWordファイルで作成し、印刷後に自署・捺印の上、スキャンしてPDFデータにしてください。

- ・現在の所属欄は本務として所属している施設名及び講座または診療科名（大学所属の者は、本学会で定めた略称も可）まで記入してください。なお、病院名・診療科名等は病院規則等による正式の名称を記入してください。
- ・氏名は自筆に限ります。押印は常用の認め印で結構です。〔当学会に登録されている名前で認定証を交付します。〕
- ・更新申請書類について問合せをすることがありますので、連絡先欄は必ず記入してください。
- ・メールアドレス等情報が会員専用ページMyWebの登録情報から変更となった場合はMyWebで情報を更新してください。

②履歴書（様式W I - 2）

ダウンロードしたWordファイルで作成し、印刷後に自署・捺印の上、スキャンしてPDFデータにしてください。

- ・「資格等の事項」欄には口腔外科指導医の前回資格更新後に取得した資格を、「職歴・研修歴等の事項」欄には、口腔外科指導医の前回資格更新後の経歴を常勤・非常勤の別を含めて間断なく記入してください。なお、勤務先に変更がない場合は空欄のままでかまいません。
- ・様式最下部の氏名（自署）は自筆に限ります。押印は常用の認め印で結構です。

③歯科医師または医師免許証

- ・「申請書類の登録」に「+申請書類を追加」のボタンで行を追加してPDFをアップロードしてください。または行の追加を行わずに更新申請書等の他の書類と一つのPDFファイルにしてアップロードしても構いません。

④資格辞退届（該当者のみ）

口腔外科専門医資格を辞退され、以降指導医資格のみを更新する方は「資格辞退届」を提出してください。用紙はMyWeb内からダウンロードしてください。

- ・「申請書類の登録」に「+申請書類を追加」のボタンで行を追加してPDFをアップロードしてください。または行の追加を行わずに更新申請書等の他の書類と一つのPDFファイルにしてアップロードしても構いません。

⑤その他書類（必要な場合のみ）

- ・申立書等その他の書類を提出する場合は「申請書類の登録」に「+申請書類を追加」のボタンで行を追加してPDFをアップロードしてください。または行の追加を行わずに更新申請書等の他の書類と一つのPDFファイルにしてアップロードしても構いません。

(2) 審査料振込控への登録

振込控をスキャンしてPDFファイルにし、「審査料振込控への登録」に「+登録」ボタンからアップロードします。

- ・**更新審査料20,000円(内税)**は、申請者本人名で下記口座へお振込みください。その際、できましたら名前の後ろの通信欄に「指導医更新」と入力してください。また、お振込み後、ATMの場合は「振込明細書」のコピーを、インターネットバンキングの場合は「振込完了画面のハード

コピー」をアップロードしてください。

ゆうちょ銀行 〇一九店 当座 〇 1 7 1 2 6 9 公益社団法人日本口腔外科学会専門医

インターネットバンキングでの振込先口座名義「コウシャ）ニホンコウクウゲカガッカイセ
ンモンイ」

・郵便局での振込の場合は、「郵便振替払込取扱票（青色）」に所要事項を記載し、下記口座にお振込みください。なお、通信欄には「指導医更新審査料」と記載してください。お振込み後、右端の「郵便振替払込請求書兼受領書」をアップロードしてください。

郵便振替 00190-9-171269 加入者名 公益社団法人日本口腔外科学会専門医

*必要単位数等、更新要件を満たしているか不明な場合は事前に学会事務局へお問い合わせください。

(3) 申請者情報、勤務先情報、自宅情報

MyWebから情報が自動反映されています。確認し、変更があれば「登録情報の確認と編集」で情報を更新してください。

(4) 歯科医師、医師

歯科医師または医師のいずれかの登録が必要です。MyWebから自動反映されている場合は確認し、反映が無く空欄の場合は直接入力してください。

(5) 単位取得状況確認と登録

口腔外科指導医認定証に記載された有効期限から遡及して5年間の研修実績が有効です（保留中の方は5年間＋保留期間、WEB申請不可）。必要な単位数は本手引きP.10を参照してください。

【学会参加】 … 会員専用ページMyWebに反映済みの取得単位のうち、当該更新に有効な単位（5年間の実績）が自動反映されていますので、内容をご確認ください。

【研修会参加】	}	会員専用ページ MyWeb 上の取得単位が表示されていますが指導医のみの更新要件単位には該当しません。
【専門医機構共通研修】		

自動反映されている以外に追加する単位がある場合は以下の各項目で追加登録してください。直近の参加等により会員専用ページMyWebへ未反映の単位があり、追加登録する場合も同様です。

（例：本学会11月開催今年度総会・学術大会★での参加単位は単位反映まで時間を要するため申請時点で未反映の場合は追加入力が必要。添付書類は以下の★印を確認）

《自動反映以外の単位追加登録について》

- ・手入力により単位の追加登録をしてください。単位数は別表2を参照してください。
- ・参加証など証明書類のPDF添付が必須です。添付がないと申請の完了へ進めませんので複数行の証明書類が同一の場合も同じPDFで構いませんのでそれぞれの行に添付してください。
- ・申請以降に参加予定の単位など申請時点で添付できる証明が何もない場合は白紙用紙に参加大会名、参加予定日等詳細と参加予定である旨を記載してPDFを添付してください。この場合、参加後に参加証などの提出が必要となりますので、2027年3月31日までにメール添付でご提出ください。
- ・各項目の行数が不足する場合はそれぞれの枠下にある赤ボタン「+〇〇〇を追加」で行を追加してください。

- ・研修実績を証明するものとして次の書類を添付してください。（★印は本学会今年度総会・学術大会における単位の添付書類）

【学会発表】：プログラムまたは抄録あるいは本学会雑誌該当部分（申請者本人の氏名が記載されたもの）

【論文発表】：論文別刷表紙または雑誌目次のコピー（各大学学内誌および別表4以外の雑誌に掲載された論文は、判定の資料として別刷の添付が必要）

【他学会等の学会参加】：参加証（学会名、開催日、参加者氏名が確認できるよう切り離さずにPDFにすること）。合同学術集会、大会は1学会として扱います。★現地参加では現地受付で発行された参加証明書コピー、WEB参加ではWEB視聴IDのログインにより発行できる参加証明書

(6) 取得単位集計

MyWebから自動反映された単位と追加入力した単位を合計して表示しています。不足がある場合はエラー表示が出ますので、ご確認ください。

(7) 「申請内容の確認」へ進み、内容を確認のうえ、「通常申請実行」を押下し、

「指導医更新申請が完了しました。」と表示されることを必ず確認してください。

不備がある場合は「申請内容の確認」でエラーメッセージが表示され、進めませんので、戻ってご対応ください。

以 上

別表2 資格更新のための研修単位基準

(1) 学会出席【学会参加証を必要とする】				
	本学会学術大会（総会）			20 単位
	本学会支部学術集会			10 単位
	若手口腔外科医交流会			10 単位
	関連学会学術大会（総会）			5 単位
	関連学会学術大会（地方会）			3 単位
	日本歯科医学会総会あるいは日本医学会総会			3 単位
	国際口腔顎顔面外科学会（総会）			15 単位
	アジア口腔顎顔面外科学会（総会）			15 単位
	大韓口腔顎顔面外科学会（総会）			15 単位
	台湾口腔顎顔面外科学会（総会）			15 単位
	アメリカ口腔顎顔面外科学会（総会）			10 単位
	ヨーロッパ顎蓋顎顔面外科学会（総会）			10 単位
	ドイツ口腔顎顔面外科学会（総会）			10 単位
(2) 学会発表				
【上記(1)に定める学会および各大学主催の学内学術集会(口腔外科学関係)】				
	筆頭発表者			10 単位
	共同発表者			5 単位
(3) 論文				
和文論文	本学会誌	原著・総説論文	筆頭著者	20 単位
			共著者	10 単位
		その他の論文	筆頭著者	10 単位
			共著者	5 単位
	その他の指定雑誌			
		原著・総説論文	筆頭著者	10 単位
			共著者	5 単位
		その他の論文	筆頭著者	5 単位
			共著者	3 単位
	英文論文	IAOMS 及びアジア AOMS の雑誌	原著・総説論文	筆頭著者
共著者				10 単位
その他の論文			筆頭著者	10 単位
			共著者	5 単位
その他の指定雑誌				
		原著・総説論文	筆頭著者	15 単位
			共著者	8 単位
		その他の論文	筆頭著者	8 単位
			共著者	3 単位
(4) 国際口腔顎顔面外科専門医認定機構(IBCSONS)の認定する以下の資格の取得				
	国際口腔顎顔面外科専門医(FIBCSOMS)			30 単位
	CAQ in Head and Neck Oncology and Reconstructive Surgery			20 単位
	CAQ in Head and Neck Oncology			20 単位
	(それぞれ取得後直近の更新1回に限る)			
(5) 本学会又は関連学会が主催する教育研修会などへの参加【修了証を必要とする】				
	教育研修会			15 単位
	キャダバーワークショップ			10 単位
	歯科臨床医リフレッシュセミナー			5 単位
	ハンズオンコース			5 単位
	ミニレクチャー			5 単位
	ビデオレクチャー			5 単位

(以上 本学会主催)	
日本口腔科学会 教育研修会	5 単位
日本歯科放射線学会 実技研修会	5 単位
日本頭頸部癌学会 教育セミナー	5 単位
日本顎顔面インプラント学会 教育研修会	5 単位
日本口腔腫瘍学会 教育研修会	5 単位
日本口腔顎顔面外傷学会 教育研修会	5 単位
口腔顔面神経機能学会 アドバンスセミナー	5 単位
(6) 診療実績 (別に定める実績報告書の提出が必要)	10 単位
(7) 地域貢献 (別に定める実績報告書の提出が必要)	10 単位

別表 3 指定する関連学会

1. 日本口腔科学会	13. 日本歯科薬物療法学会	25. 日本レーザー歯学会
2. 日本口腔診断学会	14. 日本歯科麻酔学会	26. 日本睡眠学会
3. 日本癌学会	15. 日本顎顔面補綴学会	27. 日本口腔感染症学会
4. 日本癌治療学会	16. 日本歯科放射線学会	28. 日本骨代謝学会
5. 日本頭頸部癌学会	17. 日本歯科医学会	29. 日本再生医療学会
6. 日本口腔腫瘍学会	18. 日本医学会	30. 国際口腔顎顔面外科学会及びその関連学会 ^{注)}
7. 日本形成外科学会	19. 日本口腔内科学会	31. 各大学主催の学内学術集会
8. 日本口蓋裂学会	20. 日本有病者歯科医療学会	32. 国際歯科医療安全機構
9. 日本顎変形症学会	21. 日本歯科心身医学会	33. 口腔顔面神経機能学会
10. 日本顎関節学会	22. 日本臨床口腔病理学会	
11. 日本小児口腔外科学会	23. 日本顎顔面インプラント学会	
12. 日本化学療法学会	24. 日本口腔顎顔面外傷学会	

注：国際口腔顎顔面外科学会の関連学会〔アジア口腔顎顔面外科学会，アメリカ口腔顎顔面外科学会，ヨーロッパ頭蓋顎顔面外科学会，大韓口腔顎顔面外科学会〕

別表 4 指定する論文掲載雑誌

国 内 雑 誌	外 国 雑 誌
1. 日本口腔外科学会雑誌 2. 日本口腔科学会雑誌 3. 日本口腔診断学会雑誌 4. Cancer Science 5. International Journal of Clinical Oncology 6. 頭頸部癌 7. 日本口腔腫瘍学会誌 8. 日本形成外科学会誌 9. 日本口蓋裂学会雑誌 10. 日本顎変形症学会雑誌 11. 日本顎関節学会雑誌 12. 日本小児口腔外科学会雑誌 13. 日本化学療法学会雑誌 14. 日本歯科薬物療法学会雑誌 15. 日本歯科麻酔学会雑誌 16. 日本顎顔面補綴学会雑誌 17. 日本口腔内科学会雑誌 18. 有病者歯科医療 19. 日本歯科心身医学会雑誌 20. Hospital Dentistry & Oral-Maxillofacial Surgery 21. 歯科放射線 22. Oral Medicine & Pathology 23. 日本顎顔面インプラント学会雑誌 24. 口腔顎顔面外傷 25. Oral Radiology 26. Oral Science International 27. 日本レーザー歯学会誌 28. 日本口腔感染症学会雑誌 29. 再生医療 30. 各大学学内誌（口腔外科学，特に臨床面に関連する論文・要別刷）	1. International Journal of Oral and Maxillofacial Surgery 2. Journal of Oral and Maxillofacial Surgery (AAOMS) 3. British Journal of Oral and Maxillofacial Surgery 4. Journal of Oral and Maxillofacial Surgery, Medicine, and Pathology (旧 Asian Journal of Oral and Maxillofacial Surgery) 5. Oral Surgery, Oral Medicine, Oral Pathology, and Oral Radiology 6. Journal of Cranio-Maxillofacial Surgery 7. 大韓口腔顎顔面外科学会雑誌 8. Oral Oncology 9. The Cleft Palate-Craniofacial Journal 10. Oral Diseases 11. Journal of Oral Pathology & Medicine 12. Head & Neck 13. DentoMaxilloFacial Radiology 14. Journal of Bone and Mineral Metabolism 15. Oral and Maxillofacial Surgery

注：学術論文は，上記に限定されるものでなく，広く口腔外科学関係雑誌掲載論文を認める。ただし，その際は別刷の添付を必要とし，その内容が審査される。

専門医制度規則・委員会規則・施行細則改正の要点

2026年申請の主な改正点

1. 専門医資格新規申請要件の研修期間の変更

日本歯科専門医機構が実施する歯科専門医認定の際、同機構の定める歯科専門医制度基本整備指針を踏まえた専門医制度とすることが求められており、専門医資格新規申請要件の研修期間を見直した。

①歯科医師または医師免許登録後、5年以上継続して本学会会員であること

②研修施設又は准研修施設において、原則連続5年間、週3日以上の上勤務であること

※規則改正にともなう経過措置

・2029年の申請までは改正前の規定（6年以上継続して本学会会員、通算6年以上の研修期間）によることができる。

2. 研修施設、准研修施設資格新規申請要件として「年次実績報告書」の提出を追加

3. 専門医資格更新の要件の変更

連続して3回以上の更新を経た専門医ならびに指導医は、申請前5年間における診療実績の証明を更新要件から免除し提出を求めないこととした。

4. 専門医制度各種資格更新の延期の取扱いの変更

歯科専門医制度基本整備指針を踏まえ、産休・病気・留学などの理由により更新の延期を希望する場合は証明書類を添えて申請することとした。承認が得られた場合、原則1年間の延期が認められ、次の更新までの期間は4年となる。

5. 専門医資格、研修施設および准研修施設資格の認定証は日本歯科専門医機構が交付する。

6. 専門医資格認定・更新の要件として共通研修項目の取得要件の改訂（日本歯科専門医機構歯科専門医「共通研修」要項の改訂による）

日本歯科専門医機構認定共通研修の研修項目の「①医療倫理」、「②患者・医療者関係の構築」、「⑤医療関連法規・医療経済」の各1単位（合計3単位）は、同機構主催の共通研修の受講が2027年度から必修となり2028年度申請より当該要件を満たしていること。

2024年申請の主な改正点

1. 研修施設、准研修施設の新規認定申請はWEB申請のみに変更

研修施設、准研修施設としての新規認定申請は施設 MyWeb 上から申請手続きを行い、併せて原本の提出を求めているが、施設 MyWeb 上での申請のみとした。

2. 資格更新申請時の認定証の提出の取り止め

専門医制度各資格の更新の際、WEB申請を導入し、また、認定証の有効期限が満了することから、認定証原本の提出を求めないこととした。

3. 准研修施設資格更新の要件として「口腔外科疾患調査」及び「口腔がん登録」を追加

2023年申請の主な改正点

1. 専門医資格認定・更新の要件としての日本歯科専門医機構認定共通研修を義務化

日本歯科専門医機構が実施する歯科専門医認定の際、同機構の認定する共通研修を受講し必要な単位を取得することが必須とされたことから、専門医資格認定・更新の要件として共通研修の必要単位

取得を義務化。

2. 専門医資格更新要件の追加と終身指導医資格の見直し

日本歯科専門医機構が実施する歯科専門医認定の際、同機構の定める歯科専門医制度基本整備指針を踏まえた専門医制度とすることが求められており、専門医資格更新の要件として同指針に定める診療実績及び地域貢献を必要単位とするとともに、終身指導医を廃止し一定の条件を満たした場合の指導医更新の必要単位を見直した。

3. 若手口腔外科医交流会を資格申請・更新のための研修単位基準として追加。

4. 指導医資格申請にあたり、口腔外科専門医資格認定後3年以上、研修施設または准研修施設において指導医の指導のもとに口腔外科に関する診療に従事していることが必要。（専門医制度規則2019年10月24日改正により2023年4月1日から適用）

2022年申請の主な改正点

キャダバーワークショップ（10単位）は指導者（インストラクター）として参加した場合も付与される。

2020年申請の主な改正点

1. 認定医の更新のための単位は、別表2「資格更新のための研修会単位基準」の（1）又は（2）に定める単位であることを明確化。
2. 別表3「指定する関連学会」として「国際歯科医療安全学会」を追加。

2019年申請の主な改正点

1. 各種申請書の正本を電磁的に記録し、新規申請書の正本を申請者に返却する。
2. 研修施設資格更新要件に「口腔がん登録」を追加する。
3. 別表2「資格更新のための研修会単位基準」の「（3）論文」で、「原著論文」を「原著・総説論文」とする。同じく別表2の「本学会又は関連学会が主催する教育研修会などへの参加」に「日本口腔顎顔面外傷学会 教育研修会」を追加する。

2017年申請の主な改正点

1. 口腔外科認定医資格にかかる研修期間の取扱いの変更
（改正の趣旨）女性歯科医師の活躍の場を広げるために、非常勤の勤務期間（週3日未満）を通算して研修期間に算入することができるようにするとともに、研修期間に臨床研修期間を算入することができるようにするものである。
 - 1）研修期間に、非常勤（週3日未満）として勤務した期間の「勤務日数」を通算し、12日をもって1か月と算定する。（12日未満は切り捨て。）ただし、これによる研修期間の算入は12か月を上限とする。
 - 2）研修期間は初期臨床研修（歯科医師は1年、医師は2年）を含めて3年とする。
2. 口腔外科専門医資格にかかる研修期間は、初期臨床研修（歯科医師は1年、医師は2年）を含めて6年とする。
3. 口腔外科指導医資格にかかる研修期間、初期臨床研修（歯科医師は1年、医師は2年）を含めて12年とする。

4. 口腔外科専門医資格の申請にかかる口腔外科手術症例報告の分野別必要数の規定化など

(改正の趣旨) 現在、当該口腔外科手術については、手術難易度区分表の分野A～Dの各分野から合計100例、そのうち40例以上はレベルⅡ以上の手術を要すると定めているが、口腔外科専門医としての診療技能を担保するため、A-2～D-3の各分野については、症例が特定の分野に偏ることのないように分野別の必要症例数を明記する。

また、本手引きにおいて、手術(詳細)症例報告は「A～Dの各分野から1症例以上を含む代表的な20症例(レベルⅡ以上の手術)」を要件としているが、この手術(詳細)症例報告に分野の偏りがみられるため、これを是正するものである。

手術症例報告において、術式の理解のため「申請者自らが手書きした図」を記載することを要請していたが、昨今の電子カルテ導入等の経緯を踏まえ、「手書きした図」をコピーもしくはスキャンしたものを書式枠内に貼付することを容認する。

5. 口腔外科指導医資格の申請にかかる診療実績報告書における記載症例数の一部制限

本手引きにおいて、当該口腔外科手術については、手術難易度区分表(別表5)のうち、レベルⅡ以上の執刀手術60症例以上を口腔外科手術一覧表に記載を要すると定めている。しかし、口腔外科指導医としての診療技能を担保するため、A-1分野のレベルⅡについては、口腔外科手術一覧表に記載する症例数の上限を「10例」と明記する。

6. 認定取消となった施設が再認定申請をする時は、取消となった事由を満たさなければならない。

(規則第32条・追加)

7. 手術難易度区分表(別表5) A-2「補綴前外科手術／顎堤形成術／骨移植術」、D-2「再建外科手術」、D-3「口唇裂・口蓋裂関連手術」の改正

A-2、D-2、D-3の各分野において「自家骨採取術」と「自家骨移植術」の表記に混同があること、D-2顎裂部骨移植術の骨採取部位として腸骨以外からの採取もあること、などから改正するものである。

8. 規則改正にともなう経過措置(認定医申請)

(1) 初期臨床研修1年の期間については、本学会入会前であっても、研修期間に算入することができるものとする。

(2) (1)の経過措置は、2019年の申請までとする。

(3) 初期臨床研修1年は、本学会認定研修施設・准研修施設での研修でなくても可とする。

2016年申請の主な改正点

1. 改正の趣旨ならびに留意点

国際口腔顎顔面外科専門医資格の取得を評価するため、指導医申請資格ならびに専門医・指導医資格更新において条文を追加するものである。

2. 主な改正点

*「専門医制度施行細則」における改正点

(1) 指導医資格申請要件：国際口腔顎顔面外科専門医資格を有する指導医申請者は、日本口腔外科学会雑誌又は前記英文雑誌に筆頭著者論文1編が掲載されたものとみなす。

(2) 専門医又は指導医の資格更新要件：国際口腔顎顔面外科専門医資格を有する者は、学会参加等の100単位のうち30単位を認定する。ただし、直近の更新時1回に限る。

2015年申請の主な改正点

1. 別表5手術難易度区分表の改正

分野C-1及びC-2のレベルⅠに「顎骨骨体固定用プレート除去術（簡単）」を追加し、C-1及びC-2のレベルⅡの「顎骨骨体固定用プレート除去術」を「顎骨骨体固定用プレート除去術（困難）」とする。

2014年申請の主な改正点

1. 改正の趣旨ならびに留意点

現行専門医制度の実施後5年を経過し種々の改善すべき事項が散見されてきたこと、新たに実施された専修医の初回更新手続きが2013年度内に行われること等を踏まえ、専門医制度規則、専門医制度委員会規則、専門医制度施行細則を見直すものである。

なお、2013年度4月以降の申請に際し、下記の改正に基づく「研修・診療実績等の申請要件」については、改正前諸規則の申請要件を満たしていれば可とし、資格審査等において疑義が生じた場合は、改正前規則の読み換えや準用等で対応することを申し合わせる。ただし、この申合せの適用期間は5年間とする。

2. 主な改正点

＊「専門医制度規則」ならびに「専門医制度委員会規則」における改正点

- (1) 「専修医」を「認定医」とする。
- (2) 「関連研修施設」を「准研修施設」とする。
- (3) 広告可能な専門医資格名称（2003年11月届出受理）に対応して、初出の「専門医」を「口腔外科専門医」と表記し、認定医、指導医の名称も「口腔外科認定医」、「口腔外科指導医」と表記する。
- (4) 「専門医制度委員会」、「認定医・専門医資格認定審査会」及び「研修施設資格認定審査会」の位置づけならびに所掌業務内容を現状に則して分かり易く表記する。
- (5) これまで専門医制度委員会の所掌であった「資格更新審査と認定」の業務を、認定医については専門医審査会、研修施設及び准研修施設については研修施設審査会の業務とする。

＊「専門医制度施行細則」における改正点

- (1) 「認定医」、「准研修施設」への変更。
- (2) 手術難易度区分表（別表5）における「基本手術・中難度手術・高難度手術」の3区分を「レベルⅠ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」の4区分とし、記載手術名、難易度及び分野区分等を大幅に見直す。
- (3) 上記に伴い、認定医の診療実績における執刀手術（第14条第3号）について分かり易く表記する。
- (4) (2)に伴い、専門医の診療実績における執刀手術及び入院症例（第20条第1、2号）について見直す。
- (5) 専門医の診療実績における口腔外科症例の管理・診断（第20条第3号）について、分かり易く表記する。
- (6) 指導医の論文業績に関する第28条第3号の「原著論文」を「論文」とする。
- (7) 准研修施設の申請資格（第35条第2項）に「常勤指導医」（終身指導医を想定）を追加する。
- (8) 終身指導医資格を申請する条項（第43条第4号）を分かり易く表記する。

- (9) 研修施設の指導医の欠員・交代時における届出条項を第8章第4節へ移動する。
- (10) 研修施設の資格更新要件に『研修施設として本学会「口腔外科疾患調査票」が毎年適切に提出されていること. 』（第44条第3号）を追加する。

「日本口腔外科学会専門医施行細則 別表2」に未掲載で資格更新のための研修単位基準として認められているもの

・第63回日本口腔外科学会総会・学術大会のポストコンgresセミナー「神経修復手術に必要な知識と技術」(2018年11月17日)への参加:5単位

・第14回医療の質・安全学会学術集会

日本口腔外科学会ジョイントシンポジウム SY19 「歯科医科連携を通じた質・安全の向上」(2019年11月30日)への参加:5単位

・国際医療援助(国際医療協力委員会が承認したもの)

活動実績調書を提出し、専門医制度委員会で審議の上5単位付与

・国際口腔顎顔面外科専門医認定試験の試験官による講演の受講

1) 専門医・指導医 研修会等参加要件20単位のうち10単位に換算(直近の更新時1回に限る)

2) 認定医 学術大会等参加要件の60単位のうち10単位に換算

・日本口腔外科学会主催のキャダバーワークショップおよびハンズオンコース講師

1) キャダバーワークショップ講師は参加者と同様10単位付与

2) ハンズオンコース講師は参加者と同様5単位付与

以 上

(一社)日本歯科専門医機構による専門医資格認定について

(一社)日本歯科専門医機構は、質が担保された歯科医療を提供する目的のもと、歯科における専門医について第三者機関が認定を行う組織として発足し、現在、広告可能な8つの専門領域の専門医制度の認証を行い、本学会の口腔外科専門医制度は同機構の認証を受けております。さらに、同機構は、年度ごとに各学会専門医制度の運用審査を行い、各学会が毎年度審査する専門医を機構歯科専門医として認定しております。ただし、認定の際に、該当する年度の新規認定者及び更新認定者は、認定前5年間で同機構の定める共通研修10単位（各年度2単位×5年）かつ必修5項目(※)から各項目1単位以上取得が必要となっております。なお、同機構の認定を受けた歯科専門医は、厚生労働省告示により広告可能な専門医となっております。

また、同機構が実施する口腔外科専門医制度運用審査に伴い、口腔外科専門医資格の新規認定者及び更新認定者に係る審査・認定料として、1人11,000円(税込み)が本学会専門医資格登録料(新規)や更新申請料とは別に必要となります。この審査・認定料につきましては、新規認定者については合格通知の際にお知らせいたしますが登録料と合算して、資格更新に該当する場合は更新申請料と合算して、学会の指定する口座にお振込みください。運用審査終了後、同機構内の手続きを経て認定証が発行されることとなりますが、4月1日付け専門医資格認定の場合、年度後半に運用審査資料提出、書類審査、翌年1～2月頃ヒアリングというスケジュールで運用審査が行われることから、同機構より認定証が発行されるまである程度の期間を要しております。

なお、共通研修の開催や受講等に係るお知らせは、本学会ホームページ等で随時お知らせいたします。

※必修5項目：①医療倫理、②患者・医療者関係の構築、③医療安全、④院内感染対策、⑤医療関連法規、医療経済

なお、2027年度から、専門医資格認定に必要な10単位のうち必修項目①、②、⑤各1単位を日本歯科専門医機構が主催する共通研修を受講し取得することが義務付けられます。